

# 引っ越しシーズンです!



## 上・下水道の届け出をお忘れなく!

水道・下水道を使用するとき（開始届）、使用をやめるとき（中止届）、そのほか変更があるときは必ず届け出をお願いします。

届け出は電話や窓口、上下水道局ホームページで受け付けています。

### 【連絡先】

上下水道局料金センター（電話 0957-53-1111）

（平日8時30分から18時まで）

### 開始届

（使用されるとき）

入居されるとき（開始日が決まっている場合は事前の受付もできます。）連絡してください。

入居先のポストなどに入っている緑色の《上下水道使用についての

お願い》に記載しているお客様番号をお知らせください。

なお、料金のお支払いでは「口座振替」払いは毎月50円の割引があり、年間最大600円もお得になります。

詳しくは《上下水道使用についてのお願い》をご覧ください。

※ 現在、中止時に水道の元栓の閉栓は行っていませんので、水はすぐに使用できますが、開始届の連絡を必ず行ってください。

連絡がない場合など、無届で使用されますと給水停止となりますのでご注意ください。

### 中止届

（使用をやめるとき）

転居や長期不在など（中止日が決まっている場合は事前の受付もできます。）連絡してください。

納入通知書や検針票に記載しているお客様番号をお知らせください。

中止届がない場合は転居後も料金がかかりますので注意してください。

### その他の変更

● 使用者の名義を変更する場合

● 支払方法や納入通知書の送付先などを変更する場合

このようなときは連絡をください。



## 水道工事は 指定給水装置工事事業者 に依頼してください!



上下水道局では、給水装置工事（新設・改造・漏水修理など）を行う場合、工事の専門的な知識と技術を有している業者を指定しています。

工事を行う場合は、指定給水装置工事事業者（指定工事店）に依頼してください。

なお、お客さまと指定工事店との間で行う契約となりますので、事前に見積りを依頼し納得されたうえで依頼してください。

※漏水修理は必ず指定工事店に依頼してください。料金の減免申請ができませんのでご注意ください。

### 指定給水装置工事事業者のみなさまへ

## 5年ごとの更新が必要となっています。

水道法の改正に伴い、令和元年10月1日から指定給水装置工事事業者の更新制度が導入され指定給水装置工事事業者の指定の効力は5年ごとに更新を受けなければ失効します。

令和7年度更新の対象となる事業者へは上下水道局からの指定の更新についての通知を送付します。

●指定の基準は水道法第25条の3（指定の基準）を準用し、下記のいずれにも適合していると認められる場合は指定の更新を行います。

- ① 給水装置工事主任技術者の選任
- ② 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③ 指定の基準に該当していること

●指定更新申請時に3項目の確認を行います。

- ① 指定給水装置工事事業者の業務内容（営業時間・休業日・対応可能な工事など）
- ② 給水装置工事主任技術者等への研修機会確保の状況
- ③ 適切に作業を行うことができる技能を有する者の配置状況



# 漏水していませんか?



## 日頃から点検してみましよう!

例えば・・・

### 水洗トイレの漏水

便器の中の水が波打っている、シューっという水が流れる音が止まらない。



### 温水器などの漏水

雨も降っていないのに雨どいから水が流れている。庭先、家の周りがいつも漏れている。

その他、地下の埋設管から漏水している場合があります。



パイロット

## メーターの パイロット(銀色のコマ)を 確認してみましょう!

蛇口を全部閉めて、パイロットが回っている場合は漏水している可能性があります。

上下水道局が貸与しているメーターは計量法の規定により8年ごとに交換しています。

交換時にはご協力をお願いします。なお、お客様の費用負担はありません。

## 大村市の水道水のPFOS及びPFOAの検査結果について

令和7年1月、大村市内9か所の給水栓（蛇口）でPFOS及びPFOA検査を行いましたので結果を公表します。すべての地点で国の暫定目標値の50ng/Lを下回っており、安心してご利用いただけることを確認しています。

宮代町 給水栓	富の原 公園	松原本町 墓地	上小路 公園	荒平 公民館	さつき台 公園	北木場 第2減圧槽 (松原2丁目)	武留路アクア クリーンセンター	南川内 第2減圧槽 (中岳町)
不検出	不検出	不検出	10ng/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出

不検出：5ng/L未満

今後も、国の基準などの動向を注視するとともに、検査を実施し監視を続けていきます。

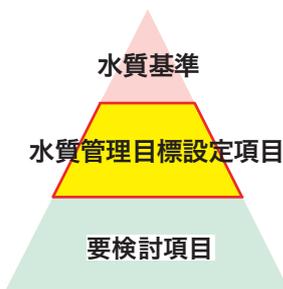
また、本市の水需要を考慮しながら全体的な水運用や代替え水源等を検討し、水道水におけるPFOS及びPFOAへの対策を行っていきます。

なお、これまでの検査結果については、大村市及び大村市上下水道局ホームページの水質検査結果・水質管理目標設定項目検査結果に掲載しています。

## 有機フッ素化合物 (PFOS及びPFOA) とは

PFOS及びPFOAは、水や油をはじく、熱や薬品に強いなどの性質があるため、撥水剤、泡消火剤及びコーティング剤などに用いられてきました。しかし、自然界や体内で分解しにくいため、環境や食物連鎖を通じて人の健康や動植物の生息・生育に影響を及ぼす可能性が指摘されており、現在では、国内外において製造・使用などが規制されている物質です。

水道水については、国の水質管理目標設定項目<sup>※1</sup>にPFOSとPFOAの合算値で50ng/L<sup>※2</sup>以下とする暫定目標値<sup>※3</sup>が定められています。



※1 水質管理目標設定項目は「将来にわたり水道水の安全性の確保などに万全を期する見地から、水道水質管理上留意すべきものとして定められた項目」です。

※2 1ng/Lは、水1リットルあたり10億分の1グラムの物質が溶解していることを表します。

※3 体重50kgの人が一生涯にわたって毎日2Lを飲用しても健康に悪影響が生じないと考えられる水準をもとに設定されています。

有機フッ素化合物(PFAS)について(環境省ホームページ)

<https://www.env.go.jp/water/pfas.html>

大村市上下水道局 浄水課 水質管理グループ 電話番号 0957-53-5105

E-mail [suido-jyosui@city.omura.nagasaki.jp](mailto:suido-jyosui@city.omura.nagasaki.jp)



お問い合わせ

○上下水道局 業務課

電話 0957-53-1116 (平日8時30分～17時15分)

〒856-0825 大村市西三城町124番地

電話 0957-53-1111 (代表) (平日8時30分～18時00分)

電話 0957-53-1116 (時間外・土日祝日)

FAX 0957-53-1440